

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和8年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 7 平	和 年 均	7 年 11 月 分	7 年 12 月 分
<b>(製造業)</b>											
電気機械器具製造業		42		7.8	38	328	387	451	452		
	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	43	発電機・電動機・その他の回転電気機械、変圧器類（電子機器用を除く）、電力開閉装置、配電盤・電力制御装置及び配線器具・配線附属品の製造を行うもの	6.7	45	371	322	406	414		
	電気計測器製造業	44	電気計測器、工業計器及び医療用計測器の製造を行うもの	10.3	42	339	558	630	623		
	その他の電気機械器具製造業	45	電気機械器具製造業のうち、43及び44に該当するもの以外のもの	6.5	31	299	295	342	345		
情報通信機械器具製造業		46	通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具並びに電子計算機及び附属装置の製造を行うもの	9.3	47	408	388	455	456		
輸送用機械器具製造業		47		9.7	50	531	357	414	424		
	自動車・同附属品製造業	48	自動車（二輪自動車を含む）、自動車車体・付随車及び自動車部分品・附属品の製造を行うもの	10.6	53	576	351	404	414		
	その他の輸送用機械器具製造業	49	輸送用機械器具製造業のうち、48に該当するもの以外のもの	5.2	32	310	388	462	470		
その他の製造業		50	製造業のうち、10から49に該当するもの以外のもの	11.6	51	469	515	562	575		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和8年分の標本会社の株価を基に計算しているもので、標本会社が令和7年分のものとは異なる業種目などについては、令和7年11月分及び12月分の金額は、令和7年分の評価に適用する令和7年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和7年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和8年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和8年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				8 年														
				1 月 分														
<b>(製造業)</b>																		
電気機械器具製造業		42	486 389	518 395	504 399	523 405												
発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		43	440 303	466 310	469 317	475 325												
電気計測器製造業		44	693 574	755 582	727 588	750 595												
その他の電気機械器具製造業		45	356 297	370 300	358 303	380 306												
情報通信機械器具製造業		46	474 367	523 375	535 383	529 392												
輸送用機械器具製造業		47	449 345	471 352	447 356	442 360												
自動車・同附属品製造業		48	434 339	446 344	422 348	418 351												
その他の輸送用機械器具製造業		49	521 378	594 389	571 398	562 407												
その他の製造業		50	608 506	654 514	653 522	662 529												